

倒木による物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年(2014年)3月10日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

子どもセンターつるっこ敷地内における物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成26年(2014年)1月15日

町田市長 石 阪 丈 一

## 損害賠償の額の決定について

子どもセンターつるっこ敷地内における物損事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定する。

### 記

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 事故発生年月日 | 2013年10月16日                             |
| 2 | 事故発生場所  | 町田市大蔵町1959番地1外                          |
| 3 | 事故の概要   | 子どもセンターつるっこ敷地内の倒木により、隣接する住宅の屋根等を損傷させたもの |
| 4 | 事故の種別   | 物損事故                                    |
| 5 | 被害者の住所  |   |
| 6 | 被害者の氏名  |   |
| 7 | 損害賠償の額  | 1,822,721円                              |